

令和3年（行ウ）第5号 マスク着用義務不存在確認等請求事件

原告 福地裕行

被告 白糠町

## 準備書面（5）

令和4年1月28日

釧路地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人 弁護士 南 出 喜 久 治

同 弁護士 木 原 功 仁 哉

### 第一 訴の変更（予備的追加的変更）について

（変更後の請求の趣旨の表示）

#### 一 1（主位的請求）

被告白糠町は、白糠町議会の議会運営委員会の協議に基づいて原告に対し令和2年3月3日に告知されたマスク着用を義務付けた処分を取り消せ。

#### 2（予備的請求）

被告白糠町は、白糠町議会の議長富田忠行が地方自治法第129条第1項に基づいて原告に対し令和2年3月3日に告知されたマスク着用を義務付けた処分を取り消せ。

#### 二 1（主位的請求）

被告白糠町は、前項の処分に基づいて白糠町議会の議長富田忠行が令和3年7月5日に、議場に入場したマスク不着用の原告に対して告知した退場処分並びに原告がマスクを着用して再入場したにもかかわらずさらに原告に対して告知した発言禁止処分をいずれも取り消せ。

#### 2（予備的請求）

被告白糠町は、白糠町議会の議長富田忠行が令和3年7月5日に、地方自治法第129条第1項に基づいて、議場に入場したマスク不着用の原告に対して告知した退場処分並びに原告がマスクを着用して再入場したにもかかわらずさらに原告に対して告知した発言禁止処分をいずれも取り消せ。

三 原告には、マスク不着用で白糠町議会の議場に出席して発言する権利があることを確認する。

四 被告白糠町は原告に対し金20万円を支払へ

五 訴訟費用は被告白糠町の負担とする。

との判決並びに第四項につき仮執行の宣言を求める。

## 第二 変更の理由

- 一 上記は、これまでの請求の趣旨第一項及び第二項の請求を主位的請求として、これにそれぞれ予備的請求の追加変更を行ったものであり、その追加する理由は以下のとおりである。
- 二 1 被告は、被告の令和3年12月24日付け準備書面において、令和3年7月5日の議会において原告を「退席するよう命じた行為」及び「再入場後、発言を許可しなかった行為」について、いずれも地方自治法第129条第1項の議長権限に基づくものであると主張してゐる。
- 2 原告は、本件処分は、地方自治法第129条第1項の権限に基づくものではなく、あくまでも令和2年3月3日の白糠町議会の議会運営委員会の協議に基づく処分であると主張してゐるのであるが、被告の主張から推測すると、令和3年7月5日の処分のみならず、同年3月3日の処分のいずれもが、これらの議会運営委員会の協議に基づく処分にに基づくものではなく、これとは無関係に、あるいはこれを踏まへて、議長富田忠行が独自に地方自治法第129条第1項の議長権限に基づいて行つた独立の処分である可能性がある。
- 3 つまり、被告は、令和2年3月3日の処分及び令和3年7月5日の処分の処分性を争ふものの、その処分主体や処分内容並びにその法的根拠を曖昧にしたまま意味不明の争ひした挙げ句、最後には地方自治法第129条第1項の議長権限であると主張してきたことからして、これらの処分は、議会運営委員会等による機関決議とは無関係に、議長富田忠行による専断的処分である可能性が高いために、予備的請求として追加するものである。
- 4 いづれにしても、議長富田忠行の処分は、地方自治法第129条第1項の議長権限を逸脱した違法な処分であり、しかも、懲罰手続による適正手続によらない違憲違法な処分であることは、これまで原告が主張したとおりであつて、到底容認できるものではない。